

1. 今年度に都道府県及び市町村が実施した推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:円)

事業名(事業メニュー)	都道府県	市町村	合計
1.消費生活相談機能整備・強化事業 ※都道府県は被災4県のみ	-	7,397,733	7,397,733
2.消費生活相談員養成事業	-	-	-
3.消費生活相談員等レベルアップ事業	4,535,300	2,407,298	6,942,598
4.消費生活相談体制整備事業	-	17,262,382	17,262,382
5.市町村の基礎的な取組に対する支援事業	710,952		710,952
6.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	25,677,757	24,911,712	50,589,469
うち、先駆的事業	-	7,248,960	7,248,960
7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	-	-	-
合計	30,924,009	51,979,125	82,903,134

2. 消費者行政決算見込み額及び今年度の支出等額

(単位:円)

消費者行政決算総額(見込み)	216,726,174	
都道府県決算(見込み)	55,255,289	
管内市町村決算(見込み)	161,470,885	
支出等額	82,903,134	
支出等割合	38 %	19 %
支出等額(先駆的事業(交付金)を除く。)	75,654,174	↑常勤化、定員増反映後
支出等割合(先駆的事業(交付金)を除く。)	36 %	18 %

↑常勤化、定員増反映後

3. 消費生活相談員養成事業

実施形態	管内全体の研修参加・受入要望(事業計画)	管内全体の研修参加・受入(実績)
自治体参加型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③参加自治体 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">()</div>	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③参加自治体 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">()</div>
法人募集型	①実地研修受入総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③実地研修受入自治体 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">()</div>	①実地研修受入総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③実地研修受入自治体 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">()</div>

4. 消費生活相談体制整備事業

	対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)	事業実施自治体
県	人	人時間／年	
管内市町村	人	人時間／年	
	対象人員数 (報酬引上げ)		事業実施自治体
県	人		
管内市町村	人		
	対象人員数計	追加的総費用	
県	0 人	円	
管内市町村	0 人	円	

5. 都道府県が実施した推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:円)

事業名(事業メニュー)	事業計画				事業の実績				事業(実績)の概要	
	事業経費	交付金等対象経費			事業経費	交付金等対象経費				
		28年度 本予算	27年度 補正予算	基金 (交付金相当分)		28年度 本予算	27年度 補正予算	基金 (交付金相当分)		
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充) ※被災4県のみ										
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用) ※被災4県のみ										
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等) ※被災4県のみ										
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会) ※被災4県のみ										
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)										
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)										
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	4,706,000	3,299,000		1,407,000	4,535,300	2,530,550		2,004,750	市町の消費生活相談員等のスキルアップのための相談事例研修や通信講座の実施等	
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)										
⑨消費生活相談体制整備事業 ※被災4県は本年度の新規分も対象。それ以外は、平成24年度までの充実・強化が対象。										
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	3,156,000		672,000	379,000	2,636,081		461,017	249,935	市町消費生活センターの運営を支援する知識の習得のための県消費生活相談員の国民生活センター主催研修参加支援、市町消費生活センターの運営を支援するために県消費生活相談員の市町への派遣、市町が受け付けた処理困難事案の弁護士相談の仲介、弁護士・建築士等の専門家をアドバイザーとしたケーススタディの実施	
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	25,186,000	20,607,000	4,502,000		24,630,075	18,396,917	6,180,840		消費者月間キャンペーンの実施、メディア等を活用した啓発、街頭・出前講座等での啓発、高齢者及び若者を対象とした啓発事業(シルバー大学校での啓発イベント、プロスポーツ試合会場での若者向け啓発等)、高齢者の見守りを実施するサポート等への啓発資料等の作成・配付、消費者教育事業(巡回演劇、消費者カレッジ、消費者教育教員向けセミナー、消費者教育普及啓発資料の作成、食品表示研修会等)、消費者啓発活動家育成事業(ぐらしの安心サポート)、放射性物質簡易検査等	
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	1,100,000		1,100,000		1,100,000		1,100,000		消費者団体と連携した消費者被害防止に係る寸劇・紙芝居・講話等の出前講座の実施	
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)										
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)										
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)										
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務										
合計	34,148,000	23,906,000	6,274,000	1,786,000	32,901,456	20,927,467	7,741,857	2,254,685		

6. 推進事業及び活性化事業(都道府県実施分)の実績詳細

事業名(事業メニュー)	対象経費(実績)	事業強化・機能強化の成果
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充) ※被災4県のみ		
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用) ※被災4県のみ		
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等) ※被災4県のみ		
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会) ※被災4県のみ		
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)		
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)		
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催) 【交付金】消費生活相談員及び消費者行政担当者研修実施のための委託料(講師謝金)等 【基金】消費生活相談員研修実施のための委託料(講師謝金)等		カード処理研修(1回50名受講)、相談事例の研究(県内4カ所×6回:延べ306名受講)、関係法令等研修(5回:延べ253名受講)、通信講座(76名受講)等を開催し、消費生活相談員等のレベルアップを図ることができた。
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)		
⑨消費生活相談体制整備事業 ※被災4県は本年度の新規分も対象。それ以外は、平成24年度までの充実・強化が対象。		
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業 【基金】県消費生活相談員旅費 【交付金】県消費生活相談員旅費、弁護士謝金、講師謝金等		・県の消費生活相談員を国民生活センター主催の研修に参加させることにより、市町消費生活センターの窓口相談業務の運営を支援するために必要な知識を習得できた。 ・市町消費生活センターに経験豊富な県の消費生活相談員を派遣し、窓口相談業務のノウハウ等を提供することにより、市町消費生活センターの適切な運営を支援することができた。(12市町:延べ163回) ・弁護士等の専門家をアドバイザーとしたケーススタディや法律相談を実施し、市町の消費生活相談業務を支援することができた。

<p>⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)</p>	<p>【交付金】講師謝金、テレビ・ラジオ等CM作成費、広告料、出前講座実施委託料、啓発演劇上演委託料、プロスポーツ試合会場での啓発委託料、会場借料、消費者教育・啓発資料等作成費、検査機器修繕料、消耗品費等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5月に消費者月間キャンペーンとして、消費者、事業者、行政が一体となって「消費者のつどい」を開催したほか、消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行い、啓発効果の強化を図ることができた。 ・テレビ・ラジオ・新聞等各種メディアを活用して、消費者啓発を行い、県民の消費者意識の向上を図ることができた。 ・高齢者の消費者被害を防止するため、県内3箇所で高齢者向け啓発イベントを実施した。(3回:460名) ・地域における高齢者の消費者被害防止の観点からの見守り活動促進のため、高齢者向け啓発資料を作成し、活動媒体等を通じて配布を行った。(リーフレット18,000部、啓発物品15,000個) ・子供から高齢者まで誰もが楽しみながら悪質商法への対応や消費者トラブルで困った時の相談先などを身に付けることができるよう、県内劇団に委託し消費者被害防止啓発演劇を小学校やシルバーハウス等で上演(33回)して、6,597名が鑑賞し、消費者教育・啓発を図ることができた。 ・県内大学等において「とちぎ消費者力レッジ」(10会場:1,101名参加)を開催し、講演等を通じて、若者が消費生活に必要な基礎知識を身に付けられるよう支援した。 ・若者向けの啓発として、県内で人気のあるプロスポーツの試合会場で消費者被害防止のための啓発を行った。 ・教育委員会と連携し、消費者教育の理念や指導方法を考えるための教員向けセミナーを実施した。(5回:延べ140名) ・消費者教育普及のための資料を作成(高校生向け20,000部)し、教員及び高校生に配付した。 ・地域において消費者啓発活動を行う「くらしの安心サポートー(340名)」を対象に、最新の消費者問題等の情報を提供する研修会(4回)を実施し、地域での活動を支援した。 ・食品表示制度に興味と関心を持ってもらうため、小学生と保護者を対象として夏休みの自由研究を想定した食品表示作成教室を実施した。(2回:239名) ・食品表示等の適正な運用を図るために、事業者向け「食品表示入門ガイドブック」を作成し県内事業者等に配付した。(2,000部) ・商品テストの一環として、放射性物質簡易検査を実施(平成28年度実績:8検体)し、消費者の安全・安心に寄与することができた。
<p>⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)</p>	<p>【交付金】出前講座実施委託料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県全域で活動している消費者団体との協働により、消費生活の基礎知識や消費者問題等に関する講話や寸劇、紙芝居等の出前講座を実施し、高齢者を中心とした一般消費者や高齢消費者支援者に対し、分かりやすく効果的な啓発を実施することができた。
<p>⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)</p>		
<p>⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)</p>		
<p>⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)</p>		
<p>⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務</p>		

7. 消費生活相談員養成事業の研修参加、実地研修受入実績(都道府県実施分、該当する場合に記載)

実施形態	研修参加・受入要望 事業計画	研修参加・受入 実績
自治体参加型	参加希望者数 人 年間研修総日数 人日	参加者数 人 年間研修総日数 人日
法人募集型	実地研修受入希望人数 人 年間研修総日数 人日	実地研修受入人数 人 年間研修総日数 人日

8. 今年度に管内の市町村が実施した推進事業及び活性化事業の総額(交付金等)

(単位:円)

事業名(事業メニュー)	実施市町村	事業計画				事業の実績			
		事業経費	交付金等対象経費			事業経費	交付金等対象経費		
			28年度 本予算	27年度 補正予算	基金 (交付金相当分)		28年度 本予算	27年度 補正予算	基金 (交付金相当分)
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	鹿沼市、小山市、那須塩原市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、野木町、塩谷町、高根沢町、那珂川町	6,241,000	1,125,000	5,116,000		6,058,093	1,092,298	4,965,795	
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)	足利市、日光市	916,000	100,000	816,000		926,000	110,000	816,000	
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)	佐野市、矢板市、	415,000	415,000			413,640	413,640		
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)									
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)									
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)									
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、壬生町、野木町、高根沢町、那須町、那珂川町	2,557,000	258,500		2,298,500	2,407,298	276,389		2,130,909
⑧消費生活相談体制整備事業	栃木市、佐野市、日光市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、壬生町、野木町、高根沢町、那須町	36,979,000		17,369,000		36,820,768		17,262,382	
⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	17,691,000	16,730,000	910,000		17,624,038	16,661,392	909,360	
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	日光市、小山市	126,000	92,000			126,000	92,000		
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)									
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)	宇都宮市	7,249,000	7,249,000		7,248,960	7,248,960			
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)									
⑭消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務									
合計		72,174,000	25,969,500	24,211,000	2,298,500	71,624,797	25,894,679	23,953,537	2,130,909

9. 推進事業及び活性化事業(管内市町村実施分)の実績詳細

事業名(事業メニュー)	事業強化・機能強化の成果の概要
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談環境向上(バリアフリー、個人情報保護)のための備品整備を行った。 ・ナンバーディスプレイや通話の録音など、通話環境を整備することで相手方からの聞き取りの向上や、いたずらなどの妨害行為に対して対応できるようになり、相談業務全体の質の向上を図った。 ・相談員用参考図書を購入することにより、相談機能の強化に寄与することができた。 ・4町共同運営の芳賀地区消費生活センターを維持することで、町民への専門家による相談業務を実施でき、町民に安心を与えることができた。 ・相談業務に参考になる図書の購入により、相談員の充実を図れた。 ・宇都宮市へ委託していた相談業務を平成28年度から単独で開設した。 ・大田原市消費生活センターとの相談業務委託により相談者に対する迅速な対応
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家の活用により、相談機能の強化が図れた。 ・消費生活相談員では対応しきれない専門的な知見を、弁護士に助言や指導を仰ぐことで相談対応が強化された
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の放射性物質簡易検査と検査機器の管理を実施して、食品安全の啓発強化が図れた ・検査機器の保守点検実施により、安定的な検査体制を維持することで、 ・消費者の一般職品等への不安払拭に繋がることができた。
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)	
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)	
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員を専門的な研修へ派遣することで、より専門的な知識が豊富になり相談対応能力が強化された。 ・研修で得た電気通信事業法改正や光鉄に関する情報などは、相談も多く実際の相談対応において役立っている。 ・年複数回の研修が可能になり、各相談員のレベルアップが図れた。 ・相談員や行政職員を積極的に研修に参加させることで、相談内容や消費者啓発を充実させることができた。 ・消費生活相談を適正かつ迅速に解決するため、専門知識の習得・向上が図られ、レベルアップに繋がった。 ・消費生活相談員の相談対応力レベルアップのための研修参加を支援することにより、より適切で迅速な相談対応が可能となった。 ・国民生活センター及び栃木県で実施された研修に参加したことで、相談者への対応力が向上した。 ・行政職員の研修参加による被害手口の知識習得及び啓発業務の充実
⑧消費生活相談体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の増員及び勤務日数増により、消費生活相談体制の充実を図ることができた。 ・相談員の勤務日数が増えたため、啓発活動や苦情相談に対応でき、PIO-NET入力も迅速にできた ・消費生活相談員報酬を月額180,000円に引き上げたことで、相談受時間を持続化し、相談体制が強化された ・相談内容の複雑化及び相談件数の増加により業務時間が増加したが、出勤日数等を増やすことにより対応できた。 ・相談員の報酬等の引き上げにより、現相談員の安定的な任用確保に伴う ・相談機能の維持向上によって、更なる消費者被害の救済に貢献した。 ・相談員2名体制・週5日、さらに相談業務の充実を図った。 ・有資格の消費生活相談員をセンター開設日に常時配置することにより、相談窓口の強化が図られた。 ・消費生活津センターの開所時間を1時間延長することにより、相談受付体制を強化することができた。また、相談員の勤務日数を増やすことで、相談体制の強化を図ることができた。 ・上三川消費生活センターに、専門の相談員を設置する事で、町民の消費生活における安定及び向上を図る事ができた。 ・相談員2名を雇用することにより、専門的な相談にも対応できる体制を整備できた。 ・相談員2名体制を維持したことで、相談員の負担軽減及び詳細な相談業務を行えた。 ・相談員のレベルアップに係る研修へ積極的な参加支援ができた。 ・消費生活センターを週5日開設することで、消費生活センター機能の充実を図ることができた。

⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (消費者の安心・安全を確保するための取組)	<ul style="list-style-type: none"> タブロイド紙の掲載により、消費者被害の未然防止や相談窓口の周知を図ることができた。 消費者啓発用物品により、出前講座等において配布することで消費者被害の未然防止や相談窓口の周知を図ることができた。・ 消費者の安全安心確保のための啓発が図れた。 出前講座をはじめとする消費者教育の充実を図ることができた。 消費生活センターだよりの全戸配布により、消費生活センターを周知し消費者啓発を図ることができた。 市民対象の消費生活講座などで資料の配布ができ、啓発の充実につながった。 啓発ボランティアによる啓発ビデオの作成、啓発事業の謝礼、啓発物資・パンフレット・DVDの購入を行った。 特殊詐欺撃退機器や消費者被害防止啓発用物品の購入、消費者団体による被害防止啓発活動及び消費生活相談員による出前講座を行うことで、消費者トラブルの未然防止と消費者の意識向上、自立が図られた。 出前講座やイベントでの啓発活動のほか、消費生活講演会を開催することで消費者被害防止を図る。 還付金詐欺の多発から還付金詐欺啓発のチラシを購入し消費生活講座等で配布、参加者への注意喚起に役立てた。また、相談員が消費者トラブルに関するQ&A集の冊子を初めて作成し全戸に配布したが、身近なトラブルから自ら身を守れる消費者自立の支援に役に立てられた。 食品の放射性物質検査を行うことにより、消費者に食の安全を提供できた。 啓発物品の購入により、様々な関係団体と連携した物品配布を実施することで、 包括的な消費者教育や被害防止の強化に繋げることができた。 被害に遭いやすい高齢者に対し、出前講座等でパンフレットや啓発用品を配布し注意喚起することができた。 高校生対象セミナー、中学生対象セミナー、保護者向けセミナー、成人式でのパンフレット配布などにより若年層への啓発を行うことができた。 「消費者だより」をとおし、広く啓発と情報提供をすることができた。 消費者まつり、消費者啓発講演会、小中学校における消費者教育出前講座等の実施により、消費者被害防止に係る注意喚起及び消費生活知識の普及を図ることができた。また、特殊詐欺撃退機器の貸出しにより、被害の未然防止が図れた。 啓発用品の作成・活用により、消費生活センターの周知徹底及び、消費者問題解決力の強化に努めることができた。 啓発グッズやチラシの配布など幅広い年齢層に対応した啓発活動を行い、啓発内容の理解が深められた。 町内小中学校の児童生徒を持つ全家庭に普及啓発品を配布し、注意喚起を促すことができた。 消費者育成及び消費者被害未然防止のための啓発資料を作成及び配布を行い、啓発を図った。 振り込め詐欺撃退シール作成・配布することで啓発や周知をすることができた。 購入した啓発用品を活用し、悪質商法等に騙されないよう注意喚起を行った。 消費者問題への関心を喚起する啓発活動および講演会開催の事業により、広く地域住民の関心を高めた。 消費者向け啓発資料(高齢者向け、中高生向け)を配布し、消費生活の注意点とセンター利用について周知した。 ネット・形態電話のトラブルに関するリーフレットを作成し、配布することで、幅広い層への消費者啓発及び消費者被害の未然防止を図ることができた。 消費者被害防止及び被害拡大の阻止、トラブルへの対処法
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	<ul style="list-style-type: none"> 消費者問題に取り組む団体への活動支援を通じて、地元団体との連携が図られた 食品表示・安全の消費者への啓発活動
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (事業者指導や法執行等)	
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)	<ul style="list-style-type: none"> 特殊詐欺撃退機器により、高齢者世帯の特殊詐欺の被害を防止することができた。
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (先進性・モデル性の高い事業)	
⑭消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	

10. 今年度の推進事業支出予定額

交付金分	78,517,540 円
うち都道府県	28,669,324 円
うち管内の市町村合計	49,848,216 円

11. 今年度の基金取崩し実績額

交付金相当分	4,385,594 円
うち都道府県	2,254,685 円
うち管内の市町村合計	2,130,909 円

12. 消費者行政決算見込み額(1)

	平成20年度	前年度	今年度	対平成20年度差	対前年度差
①都道府県の消費者行政決算見込み額	27,109,000 円	51,842,880 円	55,255,289 円	28,146,289 円	3,412,409 円
うち交付金等対象経費		27,015,421 円	30,924,009 円		3,908,588 円
うち交付金等対象の賃料、人件費等		円	円		- 円
うち交付金等対象の常勤職員の時間外勤務手当		円	円		- 円
うち先駆的事業		円	円		- 円
うち交付金等対象外経費	27,109,000 円	24,827,459 円	24,331,280 円	-2,777,720 円	-496,179 円
②都道府県の管内の市町村の消費者行政決算見込み総額	106,934,000 円	172,908,209 円	161,470,885 円	54,536,885 円	-11,437,324 円
うち交付金等対象経費		52,697,501 円	51,979,125 円		-718,376 円
うち交付金等対象の賃料、人件費等		16,338,076 円	17,262,382 円		924,306 円
うち交付金等対象の常勤職員の時間外勤務手当		円	円		- 円
うち先駆的事業		円	7,248,960 円		7,248,960 円
うち交付金相当分取崩対象外経費	106,934,000 円	120,210,708 円	109,491,760 円	2,557,760 円	-10,718,948 円
③都道府県全体の消費者行政決算見込み総額	134,043,000 円	224,751,089 円	216,726,174 円	82,683,174 円	-8,024,915 円
うち交付金等対象経費		79,712,922 円	82,903,134 円		3,190,212 円
うち交付金等対象の賃料、人件費等		16,338,076 円	17,262,382 円		924,306 円
うち交付金等対象の常勤職員の時間外勤務手当		- 円	- 円		- 円
うち先駆的事業		- 円	7,248,960 円		7,248,960 円
うち交付金等対象外経費	134,043,000 円	145,038,167 円	133,823,040 円	-219,960 円	-11,215,127 円

13. 消費者行政決算見込み額(2)

①定数内の消費者行政担当者数(平成20年度末時点)	29 人
うち都道府県	15 人
うち管内市町村	14 人
②定数内の消費者行政担当者数(今年度末時点)	34 人
うち都道府県	14 人
うち管内市町村	20 人
③定数内の消費者行政担当者的人件費(想定)	213,266,600 円
うち都道府県	100775000 円
うち管内市町村	112491600 円
④③を含めた交付金等対象外経費	347,089,640 円
うち都道府県	125,106,280 円
うち管内市町村	221,983,360 円
⑤消費者行政予算総額に占める交付金等支出額割合	19.3 %
うち都道府県	19.8 %
うち管内市町村	19.0 %

14. 基金の管理(実績)

設置当初の基金残高(交付金相当分)	388,900,000	円
前年度末の基金残高(交付金相当分)	16,105,308	円
今年度の基金取崩し額(交付金相当分)	4,385,594	円
今年度の基金運用収入予定(交付金相当分)	9,539	円
今年度の基金積戻し額(交付金相当分)		円
今年度末の予定基金残高(交付金相当分) (※出納整理後の額を記載)	11,729,253	円

15. 都道府県の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	10	人	今年度末実績	相談員総数	10	人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員総数		人	今年度末実績	相談員総数		人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員総数	9	人	今年度末実績	相談員総数	9	人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員総数	1	人	今年度末実績	相談員総数	1	人

16. 都道府県の相談員の処遇改善に向けた取組(実績)

処遇改善の取組	具体的な内容
①報酬の向上	
②研修参加支援	
③就労環境の向上	
④その他	

17. 管内市町村の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	66	人	今年度末実績	相談員総数	66	人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員総数		人	今年度末実績	相談員総数		人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員総数	66	人	今年度末実績	相談員総数	66	人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員総数		人	今年度末実績	相談員総数		人

18. 今年度の管内の市町村の相談員の処遇改善に向けた取組(実績)

処遇改善の取組		実施市町村及び具体的内容
①報酬の向上	○	<ul style="list-style-type: none"> ・交通費が支給されるようになった。 ・報酬改善の継続 ・平成21年度から相談員報酬の引き上げ実施済み(月額124,000円→150,000円) ・今年度より報酬を日額6,000円から7,200円に増額 ・対象外で6月・11月に特別加算額10,000円を支給
②研修参加支援	○	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員及び行政職員のレベルアップを図るため国民生活センター等の研修を支援した。 ・相談員の法令研修等の参加支援及び弁護士による実務研修会の開催 ・消費者安全法改正に伴う条例・規則・要綱整備(平成28年4月1日施行済み) ・相談員ができるだけ研修に参加できるよう、勤務体制の調整や公用車の利用を推進している。 ・各機関で実施される相談員研修の受講回数を維持した。
③就労環境の向上	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバーディスプレイや通話の録音など、通話環境を整備することで相手方からの聞き取りの向上や、いたずらなどの妨害行為に対して対応できるようになり、相談業務全体の質の向上を図った。 ・相談員増、勤務日数増の継続 ・消費者安全法改正に伴う条例・規則・要綱整備(平成28年4月1日施行済み) ・通勤手当の支給 ・相談員1名について、社会保険に加入した。
④その他	○	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の講師時に活用できる資料(パンフレット等)の購入 ・平成26年度から塩谷町の消費生活相談を受託済み ・消費生活センターの組織及び運営等に関する条例中、雇止めに関する条文を入れた。